

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

### 告 示

○保安林の指定の解除の予定（二件）	（森林整備課）	一
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（同）	一
○公有水面埋立ての免許	（水産業基盤整備課）	二
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	（北部地方振興事務所）	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定	（情報政策課）	三
○開発行為に関する工事の完了（二件）	（建築宅地課）	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（会計課）	四
○宮城県選挙管理委員会表彰規程の一部を改正する告示	選挙管理委員会	四

## 告 示

○宮城県告示第九百九十五号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
 平成三十年十一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 解除予定保安林の所在場所  
 仙台市若林区荒浜字南官林三九、四〇の一、四〇の二、四〇の五、四九、五〇、字北丁五六の一
- 保安林として指定された目的  
 潮害の防備

### 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第九百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
 平成三十年十一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 解除予定保安林の所在場所

伊具郡丸森町字不動五五の一（次の図に示す部分に限る。）

### 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

### 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。  
 ○宮城県告示第九百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十一月九日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

### 保安林として指定された目的

潮害の防備

### 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

（一）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）、本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）、

2 保安林として指定された目的  
魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百九十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成三十年十一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成三十年十一月二日

二 免許を受けた者の名称

気仙沼市

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種大沢（津谷）漁港区域内

気仙沼市本吉町大沢二一八番の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑫の地点までを順次に結んだ線、⑫の地点から①の地点を結

ぶ公有水面との境界線（平成二十八年の秋分の満潮位（DL+1.10メートル）に地盤の隆起量・三〇四メートルを加えたDL+1.500メートル（一センチメートル単位切上げ）により囲まれた区域

①の地点 四等三角点 基準点コードTR四五八四一一四四二〇一（北緯三八度四七分二八・六〇五〇秒、東経一四一度三一分三五・九八五三秒）から四一度四分四〇秒二六一・八一メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二八七度四分三五一秒 一一・五五メートルの地点

③の地点 ②の地点から 四六度五七分二七秒 五・〇一メートルの地点

④の地点 ③の地点から 三三二度四分二八秒 二・五三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 五度一六分一九秒 三・二九メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 一七度四分三五一秒 二・一五メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 二七度四分一七秒 二・八九メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 二一度三分二五秒 五・〇一メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 四四度四分一六秒 二・三二メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 一二度二八分三三秒 二・九五メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 四〇度四分五七秒 六・六〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 一一八度三八分四七秒 七・九三メートルの地点

(三) 面積

三〇三・五八平方メートル（埋立区域）

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種大沢（津谷）漁港区域内

気仙沼市本吉町大沢二一八番、二一九番、二二〇番及び二二一番地内、並びに本吉町大沢二一八番及び二二一番の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点と結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 四等三角点 基準点コードTR四五八四一一四四二〇一（北緯三八度四七分二八・六〇五〇秒、東経一四一度三一分三五・九八五三秒）から四九度〇三分四八秒二六五・八二メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 二八七度四分三五一秒 五八・〇四メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 一〇度四分三三五秒 六・三四メートルの地点

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十年十月十七日	高橋 孝志	大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原十六番地	理事
平成三十年十月十七日	大場 忠志	大崎市鳴子温泉鬼首字中沢口十一番地	理事
平成三十年十月十七日	大場 善郎	大崎市鳴子温泉鬼首字久保田三十五番地一	理事
平成三十年十月十七日	高橋 喜一	大崎市鳴子温泉鬼首字原二十一番地	理事

一 就任した者

○宮城県告示第九百九十九号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼首土地改良区役員  
 の就任及び退任について、次のとおり届出があった。  
 平成三十年十一月九日

宮城県北部地方振興事務所  
 所長 川 名 一 彦

四 埋立地の用途

漁港施設用地

- 二、七二九・六九平方メートル（施行区域）
- ㊦の地点 九度四一分五四秒 六・三五メートルの地点
  - ㊧の地点 七度四三分一八秒 五・二八メートルの地点
  - ㊨の地点 二五度一五分三七秒 七・〇七メートルの地点
  - ㊩の地点 四四度一七分五六秒 三・四一メートルの地点
  - ㊪の地点 五二度一〇分〇四秒 一・〇六メートルの地点
  - ㊫の地点 五〇度一〇分〇五秒 五・五五メートルの地点
  - ㊬の地点 四九度四七分〇三秒 九・六四メートルの地点
  - ㊭の地点 四七度一〇分五四秒 一四・九三メートルの地点
  - ㊮の地点 二八度五〇分四一秒 五三・四一メートルの地点
  - ㊯の地点 二二八度五〇分四一秒 一八・四三メートルの地点
  - ㊰の地点 二二一度〇〇分四六秒 七・二〇メートルの地点

(三) 面積

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年十一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 総合情報ネットワーク機器保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年十月三十一日
- 四 落札者の名称及び所在地 東日本電信電話株式会社宮城事業部 仙台市若林区五橋三丁目二番一号

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十年十月十六日	高橋 孝志	大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原十六番地	理事
平成三十年十月十六日	大場 忠志	大崎市鳴子温泉鬼首字中沢口十一番地	理事
平成三十年十月十六日	中 鉢 初雄	大崎市鳴子温泉鬼首字三杉道上十一番地一	理事
平成三十年十月十六日	大場 善郎	大崎市鳴子温泉鬼首字久保田三十五番地一	理事
平成三十年十月十六日	高橋 喜一	大崎市鳴子温泉鬼首字原二十一番地	理事
平成三十年十月十六日	高橋 初雄	大崎市鳴子温泉鬼首字田野原二十四番地二	監事
平成三十年十月十六日	大場 市雄	大崎市鳴子温泉鬼首字山崎前二十八番地	監事

平成三十年十月十七日	高橋 弘美	大崎市鳴子温泉鬼首字浦三杉三十二番地	理事
平成三十年十月十七日	高橋 初雄	大崎市鳴子温泉鬼首字田野原二十四番地二	監事
平成三十年十月十七日	中 鉢 初雄	大崎市鳴子温泉鬼首字三杉道上十一番地一	監事

- 五 落札金額 三千八百四十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十年九月二十一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年十一月九日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩  
岩沼市三色吉字熊野四十七番一の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 名取市愛鳥笠島字学市九十九番地の二  
株式会社名取ニューホンダ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年十一月九日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩  
宮城県利府町森郷字仲町浦三十二番一、三十三番一  
宮城県利府町森郷字二十一番一  
宮城県郡利府町森郷字二十一番一  
櫻井 邦昭
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年十一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県財務総合管理システム運用・アプリケーション保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県出納局会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年十月一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 emiyagi.財務総合管理システムサポート企業連合

- （代表構成員）富士通株式会社東北支社 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号（構成員）カメイ株式会社 仙台市青葉区国分町三丁目一番十八号
- 五 落札金額 二億二千八百万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十年八月二十一日

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第百二十号

宮城県選挙管理委員会表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十一月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県選挙管理委員会表彰規程の一部を改正する告示

宮城県選挙管理委員会表彰規程（昭和六十年宮選管告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「金品」を「記念品」に改める。

附 則

この告示は、平成三十年十一月九日から施行する。